

主なご質問への回答



主なご質問への回答

1. 総論

Q1. かかりつけ医機能報告制度の目的や報告を行うことによる行政や医療機関におけるメリットは何か。

今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域で必要となる時間外診療体制や、在宅医療、入退院支援などのかかりつけ医機能を確保していくことが不可欠であると考えています。

現在も医療機能情報提供制度などに基づく報告が実施されているところですが、本制度は、それらとは趣旨目的が異なる報告制度であり、今後在宅医療等を担う意向の有無なども含めて、医療機関におけるかかりつけ医機能の取組状況が分かるようになるものです。

その情報をもとに、地域のかかりつけ医機能の確保状況を可視化することができ、その上で、不足するかかりつけ医機能の協議に活用し、地域で必要な対策を検討してもらうことが重要と考えております。

主なご質問への回答

2. 行政の役割

Q2. かかりつけ医機能報告制度における都道府県や市町村の主な業務や役割は何か。

かかりつけ医機能報告制度における都道府県の業務については、大きく報告関連の業務と協議の場関連の業務があります。

また、市町村においても、地域における協議の場について、特に在宅医療や介護連携等の協議に当たっては、それらの実情をこまやかに把握する市町村の積極的な関与・役割が重要となります。

従って、都道府県におかれては、市町村をはじめとする関係者と情報交換を行うなど、都道府県内においてどのように協議の場を設定するか、体制の確認や役割分担などについて検討を始めていただくようお願いします。

※以下、現時点において、都道府県及び市町村にお願いしたい主な事項。

【都道府県】

- かかりつけ医機能報告業務(G-MISにより報告)における庁内体制等の確認・検討すること。
- かかりつけ医機能の協議の場の開催・運営においては、地域の実情をこまやかに把握している市町村の積極的な参加が重要であり、市町村との緊密な連携をお願いしたいこと。
- 協議の場については、既存の場(都道府県、市町村、医師会等主体は問わず)で同様の趣旨・内容について協議している、または、協議可能な会議体がないか確認を始めること。その際は、医療分野だけではなく、都道府県・市町村の介護・福祉分野を含めた会議体の現状把握が重要となる点に留意すること。

【市町村】

- かかりつけ医機能の協議の場の開催・運営においては、地域の実情をこまやかに把握している市町村等の積極的な参加が重要になるため、協議の場における圏域の設定及び参加者の検討等に関して、都道府県や地域関係者との積極的な情報交換をお願いしたいこと。

主なご質問への回答

3. 報告業務

Q3. 具体的な報告方法を知りたい。

報告対象医療機関は、特定機能病院と歯科を除く全ての医療機関となります。かかりつけ医機能報告制度は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用して報告対象機関からの報告業務を実施することを予定しています。また、報告業務に関しては、医療機能情報提供制度と同時期に実施し、業務スキームについても同様のものとしていく想定です。

4. その他

Q4. 先進事例を知りたい。

今後、国において、地域におけるかかりつけ医機能に関する取組事例をまとめ、様々なモデルを示していきたいと考えています。

各都道府県においては、そうしたモデルも参考としながら、各地域ごとの特性も踏まえて、かかりつけ医機能の確保に向けた取組についてご検討いただきたいと考えています。

主なご質問への回答

Q5. かかりつけ医機能報告を踏まえた、在宅医療や介護との連携についてどのような対応を想定していますか。

在宅医療や介護連携については、既存事業等においても取り組んでいただいているところではございますが、これらの取組をさらに推進していく観点からも、医療側からの更なる取組が重要と考えております。

したがって、令和5年改正医療法において、かかりつけ医機能報告制度が創設されたところであり、本制度は、医療機関が有するかかりつけ医機能を報告いただき、地域で必要となる機能の確保状況について見える化した上で、不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討する仕組みとなります。

既存の取組に加え、今般のかかりつけ医機能報告制度に基づくデータ等も活用しながら、在宅医療や介護との連携に向けた更なる取組の推進にご協力をお願いいたします。